

住宅市場整備等推進事業補助要領

平成 17 年 3 月 23 日
国住生第 344-6 号
国土交通省住宅局長通知

改正 平成 18 年 3 月 27 日 国住生第 464-7 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日 国住生第 327 号

第 1 通則

住宅市場整備等推進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）及び住宅市場整備等推進事業制度要綱（平成 17 年 3 月 23 日付国住生第 344-5 号。以下「要綱」という。）並びに第 9 に定める関係法令及び関係通知によるほか、この要領の定めるところによる。

第 2 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

一 住宅市場整備推進事業の実施

独立行政法人都市再生機構、独立行政法人住宅金融支援機構、住宅・建築に係る民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条に規定する法人（地域を限定した事業を行う者を除く。以下同じ。）又は住宅・建築関係の法律により指定等を受けた機関が行う住宅市場整備の推進に関する次に掲げる事業の実施

(1) 住宅の低コスト化、高性能化、生産性向上のための合理化工法並びに消費者保護及び建築系廃棄物のリサイクル推進に係る技術の開発・普及に係る次に掲げる事業

- ① 標準的な設計の開発、試作住宅の建設及び実験的实施
- ② 施工及び管理等に係るシステム及び生産供給システムの開発
- ③ 電子計算機の利用による住宅の設計等に係る情報を提供する事業
- ④ 低コストな住宅の建設促進事業
- ⑤ 紛争処理に係る原因究明のための技術開発
- ⑥ 建築系廃棄物のリサイクル推進に関する事業

(2) 訓練施設の整備、事業者内訓練の促進等の技術者の育成支援に関する事業

(3) 資材の流通合理化支援に関する事業

(4) 消費者に対する住情報提供事業（ただし、住宅性能表示制度、高齢者等配慮住宅の啓発又は住宅ローンやマンション管理に係る情報提供など、全国に共通する基盤的又は先導的な住宅政策の推進に資する内容のものとする。以下同じ。）

(5) 既存建築物の耐震性能判定支援及び構造計算結果の検証等に関する事業

(6) 安全・安心な住宅等の供給に向けた社会インフラの整備に関する事業

二 木造住宅生産（木材を活用した住宅の整備を含む。以下同じ。）の近代化及び活性化等事業の実施

独立行政法人都市再生機構又は住宅・建築に係る民法第 34 条に規定する法人が行う木造住宅生産の近代化及び活性化等に関する次に掲げる事業の実施

(1) 木造住宅生産の近代化に関する次に掲げる事業

- ① 住宅生産者の経営基盤の強化のための支援
- ② 住宅生産者の設計・積算業務の情報化のための支援
- ③ 住宅生産者の生産性の向上のための支援
- ④ 住宅生産者の資材の流通合理化等のための支援

(2) 木造住宅生産の活性化に関する次に掲げる事業

- ① 地域特性を踏まえた木造建築の研究開発、普及
- ② 高性能な住宅工法等の開発及び普及・啓発
- ③ 既存木造住宅の性能向上支援
- ④ 伝統的木造建築技法・技能の維持継承

⑤ 消費者に対する住宅関連情報の提供（ただし、長寿命な木造住宅づくりなど、全国に共通する

基盤的又は先導的な住宅政策の推進に資する内容のものとする。以下同じ。)

(3) 木造住宅生産の担い手の育成に関する次に掲げる事業

- ① 技術者・技能者を確保・育成するための訓練施設の整備
- ② 技術者・技能者に対する新技術等に関する普及・啓発

三 都市居住再生モデル事業の実施

(1) 民法第 34 条に規定する法人又は独立行政法人が行う民間主体が都市再生に資する住宅供給・まちづくり事業に容易に取り組めるようにするための関係者間の取決め、約款等の標準化及び普及の推進に関する次に掲げる事業の実施

- ① 都市再生に資する住宅供給・まちづくりに資する事業実施にあたり関係者間で必要となる契約書や取決め、事業の具体的な進め方に関するマニュアル等の標準パッケージの作成に関する事業
- ② 標準パッケージの普及のために必要と認められる情報提供に関する事業

(2) 地権者で構成する組織、地権者の活動を支援する N P O 法人等が行う次に掲げる事業の実施

- ① 住宅地としての環境を高度に維持・増進すべき地域等において、良好な都市居住環境の形成に資するモデル的な協定等の締結または運用等を行う事業
- ② モデル的な協定等の締結または運用等のために必要な調査研究等の事業

第 3 補助金の額

住宅市場整備推進事業の実施に係る補助金の額は、独立行政法人都市再生機構、住宅・建築に係る民法第 34 条に規定する法人又は住宅・建築関係の法律により指定等を受けた機関が当該事業を行う場合にあつては、当該事業について別表 1-(1) に掲げる経費及び次の各号に掲げる経費を合算した額の合計額の 2 分の 1 以内の額、財団法人住宅保証機構、財団法人住宅金融普及協会、社団法人住宅生産団体連合会、社団法人全国宅地建物取引業協会連合会、社団法人全日本不動産協会及び社団法人不動産流通経営協会（以下「財団法人住宅保証機構等」という。）が実施する消費者への住宅ローン情報提供の推進に関する事業については、住宅金融商品等に関する専門的知見の整理・集約、中小住宅事業者等の金融関連機能の強化及び消費者に向けた情報提供の充実に係る事業を実施する場合にあつては、その経費以内の額、財団法人高齢者住宅財団、財団法人ハウジングアンドコミュニティ財団又は財団法人日本賃貸住宅管理協会が、高齢者等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅等に係る情報提供等を行うための事業を実施する場合にあつては、その経費以内の額、財団法人ベターリビング又は独立行政法人住宅金融支援機構が、住宅に関する履歴情報の蓄積及び活用に係る体制の構築のための事業を実施する場合にあつては、その経費以内の額、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 17 条に規定する耐震改修支援センター（以下「耐震改修支援センター」という。）が既存建築物の耐震性能判定支援及び構造計算結果の検証等に関する事業を実施する場合にあつては、その経費以内の額、財団法人建築行政情報センターが、安全・安心な住宅等の供給に向けた社会インフラの整備のため、建築行政共用データベースシステムの構築に関する事業を実施する場合にあつては、その経費以内の額、耐震改修支援センター又は財団法人建築行政情報センターが改正建築基準法等に基づく新制度の執行体制の整備に関する事業を実施する場合にあつては、その経費以内の額とし、一の事業主体につき 90,460 千円を限度とする。

ただし、独立行政法人都市再生機構が新技術の導入に関する事業を実施する場合にあつては、これに 90,460 千円を加算した額、財団法人住宅保証機構等が消費者への住宅ローン情報提供の推進に関する事業を平成 19 年度までに実施する場合にあつては、これに 230,000 千円を加算した額、財団法人高齢者住宅財団、財団法人ハウジングアンドコミュニティ財団又は財団法人日本賃貸住宅管理協会が、高齢者等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅等に係る情報提供等を行うための事業を平成 22 年度までに実施する場合にあつては、これに 150,000 千円を加算した額、財団法人ベターリビング又は独立行政法人住宅金融支援機構が、住宅に関する履歴情報の蓄積及び活用に係る体制の構築のための事業を実施する場合にあつては、これに 250,000 千円を加算した額、耐震改修支援センターが既存建築物の耐震性能判定支援及び構造計算結果の検証等に関する事業を実施する場合にあつては、これに 300,000 千円を加算した額、財団法人建築行政情報センターが実施する安全・安心な住宅等の供給に向けた社会インフラの整備のための建築行政共用データベースシステムの構築に関する事業を平成 21 年度までに実施する場合にあつては、これに 2,000,000 千円を加算した額、耐震改修支援センター又は財団法人建築行政情報センターが改正建築基準法等に基づく新制度の執行体制の整備に関する事業を平成 19 年度までに実施する場合にあつては、これに 200,000 千円を加算した額を限度とする。

- 一 住宅の低コスト化、高性能化、生産性向上のための合理化工法並びに消費者保護及び建築系廃棄物のリサイクル推進に係る技術の開発・普及に係る次に掲げる費用
 - イ 標準的な設計の開発、試作住宅の建設及び実験的实施に要する次に掲げる費用
 - (1) 住宅の低コスト化、高性能化、生産性向上のための合理化工法を採用する住宅の標準的な設計の開発に要する費用
 - (2) 住宅の低コスト化、高性能化、生産性向上のための合理化工法を採用した住宅の試作に要する費用で、次に掲げる費目について、それぞれ次に掲げる費用
 - ① 地盤調査費
設計及び建設に必要な地盤調査に要する費用
 - ② 設計費
基本設計及び実施設計に要する費用
 - ③ 土地整備費
建設用地の整地に関する費用
 - ④ 施設整備費
施設の建設及び整備に要する費用
 - ⑤ 附帯事務費
①から④に附帯する事務に要する費用。ただし、①から④の費用の合計額に 0.022 を乗じて得た額を限度とする。
 - (3) 住宅の低コスト化、高性能化、生産性向上のため、実験的に行う事業に要する別表 1-(2)に掲げる経費
 - ロ 住宅の低コスト化、高性能化、生産性向上のための合理化工法の施工及び管理等についてのシステム及び生産供給システムの開発に要する費用
 - ハ 電子計算機の利用による住宅の計画・設計及び当該計画・設計に係る情報の提供を行う事業で、電子計算機の借用経費及び当該事業の運営経費。ただし、当該事業による収入がある場合はそれを差し引いた額とする。
 - ニ 低コストな住宅の建設促進事業に要する費用で次に掲げる費目についてそれぞれ次に掲げる費用
 - (1) 低コスト住宅建設促進費
低コストな住宅の開発初期段階における当該住宅の低コスト化工事に要する費用（当該段階における当該住宅の建設コストと当該住宅の最終目標コストとの差に相当する費用。ただし、当該費用が住宅一戸につき 2,450 千円を超える場合にあっては 2,450 千円）に 0.397（地方公共団体又は都市基盤整備公団が当該事業を行う場合にあっては 0.264）を乗じて得たもの
 - (2) 附帯事務費
(1)に附帯する事務に要する費用。ただし、(1)の費用に 0.022 を乗じて得た額を限度とする。
 - ホ 紛争処理のための原因究明に係る技術研究、実験及び開発に要する費用
 - ヘ 建築系廃棄物のリサイクル推進のための普及事業の企画運営経費、実験的に行う解体工事経費（廃棄物の運搬費用を含む。）及び技術開発経費
- 二 技能者の育成支援に関する事業に要する次に掲げる費用
 - イ 住宅建築技能者を育成する事業の企画運営経費及びテキスト等の作成・印刷・配布経費
 - ロ 住宅建築技能者を育成するための訓練施設の整備事業に要する別表 1-(2)に掲げる費用
 - ハ 住宅建築技能者を育成するための事業所内訓練を促進する事業の企画運営経費及びテキスト等の作成・印刷・配布経費
- 三 資材の流通合理化支援に関する事業に要する別表 1-(2)に掲げる経費
- 四 消費者に対する住情報提供事業に要する次に掲げる費用
 - イ 展示事業の企画調査費、出展経費及び展示期間中の減価償却等に関する費用
 - ロ 住宅関連情報を提供する事業の企画調査費及び運営経費
- 2 木造住宅生産の近代化及び活性化等に関する事業の実施に係る補助金の額は、独立行政法人都市再生機構又は住宅・建築に係る民法第 34 条に規定する法人が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について別表 1-(1)に掲げる経費及び次の各号に掲げる経費を合算した額の合計額の 2 分の 1 以内の額、財団法人住宅産業研修財団が実施する伝統構法を活かした木造住宅の生産体制強化の推進に関する事業については、伝統構法を活かした木造住宅の設計施工指針の策定、担い手育成研修の実施基盤の整備及び普遍的かつ公

益性の高い事項の研修を実施する場合にあっては、その経費以内の額、その他の研修を実施する場合にあっては、その経費の2分の1の額とし、一の事業主体につき90,460千円を限度とする。

ただし、財団法人住宅産業研修財団が伝統構法を活かした木造住宅の生産体制強化の推進に関する事業を平成22年度までに実施する場合にあっては、これに400,000千円を加算した額を限度とする。

一 木造住宅生産の近代化に関する次に掲げる事業に要する費用

イ 住宅生産者の経営基盤の強化のための支援に要する次に掲げる費用

- (1) 経営基盤の確立を促進する事業の企画運営経費及びテキスト等の作成・印刷・配布経費
- (2) 経営基盤の確立支援のための建設業者と木材流通業者団体との連携システムの企画運営経費

ロ 電子計算機の利用による住宅の計画・設計及び当該計画・設計に係る情報の提供を行う事業で、電子計算機の借用経費及び当該事業の運営経費。ただし、当該事業による収入がある場合はそれを差し引いた額とする。

ハ 住宅生産者の生産性の向上のための支援に要する次に掲げる費用

- (1) 生産性向上方策支援のための合理化工法の開発に必要な調査及び合理化工法を採用する住宅の標準的な設計の開発に要する費用

- (2) 生産性向上方策支援のための合理化工法を採用した住宅の試作に要する費用で、次に掲げる費目について、それぞれ次に掲げる費用

① 地盤調査費

設計及び建設に必要な地盤調査に要する費用

② 設計費

基本設計及び実施設計に要する費用

③ 土地整備費

建設の用地の整地に要する費用

④ 施設整備費

施設の建設及び整備に要する費用

⑤ 附帯事務費

①から④に附帯する事務に要する費用。ただし、①から④の費用の合計額に0.022を乗じて得た額を限度額とする。

- (3) 生産性向上方策支援のための合理化工法を採用した住宅の展示事業の企画調査費、出展経費及び展示期間中の減価償却等に関する費用

- (4) 生産性向上方策支援のための合理化工法の施工及び管理等についてのシステム及び生産供給システムの開発に要する費用

- (5) 生産性向上方策支援のための合理化工法の建築技術等の普及事業の企画運営経費及びテキスト等の作成・印刷・配布経費

- (6) 生産性向上方策支援のため実験的に行うプレカット施設等の共同設置等の事業に要する別表1-(2)に掲げる経費

ニ 住宅生産者の資材の流通合理化等のための支援に要する次に掲げる費用

- (1) 資材の流通合理化支援に関する事業に要する別表1-(2)に掲げる費用

- (2) 資材・技術等の住宅関連情報を提供する事業の企画調査費及び運営経費

二 木造住宅生産の活性化に関する次に掲げる事業に要する費用

イ 地域特性を踏まえた木造建築の研究開発、普及に要する次に掲げる費用

- (1) 地域特性を踏まえた木造建築工法の開発に必要な調査及び産直住宅等に係る木造建築の標準的な設計の開発に要する費用

- (2) 地域特性を踏まえた木造建築工法の普及・啓発のための産直住宅等に係る木造建築の試作に要する費用で、次に掲げる費目について、それぞれ次に掲げる費用

① 地盤調査費

設計及び建設に必要な地盤調査に要する費用

② 設計費

基本設計及び実施設計に要する費用

③ 土地整備費

建設の用地の整地に要する費用

- ④ 施設整備費
施設の建設及び整備に要する費用
 - ⑤ 附帯事務費
①から④に附帯する事務に要する費用。ただし、①から④の費用の合計額に 0.022 を乗じて得た額を限度額とする。
 - (3) 地域特性を踏まえた木造建築工法の普及・啓発のための産直住宅等に係る木造建築の展示事業の企画調査費、出展経費及び展示期間中の減価償却等に関する費用
 - (4) 地域特性を踏まえた木造建築工法の普及・啓発のための産直住宅等に係る建築工法の施工及び管理等についてのシステム及び生産供給システムの開発に要する費用
 - (5) 地域特性を踏まえた木造建築工法の普及・啓発のための産直住宅等に係る建築技術等の普及事業の企画運営経費及びテキスト等の作成・印刷・配布経費
 - ロ 高性能な住宅工法の開発及び普及・啓発に関する事業に要する次に掲げる費用
 - (1) 高性能な住宅工法の開発に必要な調査及び住宅の標準的な設計の開発に要する費用
 - (2) 高性能な住宅工法の普及・啓発のための耐震性等の高い住宅工法を採用した住宅の試作に要する費用で、次に掲げる費目について、それぞれ次に掲げる費用
 - ① 地盤調査費
設計及び建設に必要な地盤調査に要する費用
 - ② 設計費
基本設計及び実施設計に要する費用
 - ③ 土地整備費
建設の用地の整地に要する費用
 - ④ 施設整備費
施設の建設及び整備に要する費用
 - ⑤ 附帯事務費
①から④に附帯する事務に要する費用。ただし、①から④の費用の合計額に 0.022 を乗じて得た額を限度額とする。
 - (3) 高性能な住宅工法の普及・啓発のための耐震性等の高い住宅工法を採用した住宅の展示事業の企画調査費、出展経費及び展示期間中の減価償却等に関する費用
 - (4) 高性能な住宅工法の普及・啓発のための耐震性等の高い住宅工法の施工・工程・管理についてのシステム及び生産供給システムの開発に要する費用
 - (5) 高性能な住宅工法の普及・啓発のための耐震性等の高い住宅工法の建築技術等の普及事業の企画運営経費及びテキスト等の作成・印刷・配布経費
 - ハ 既存木造住宅の性能向上支援に要する次に掲げる費用
 - (1) 既存木造住宅の改修方法の開発に必要な調査及び標準的な設計の開発に要する費用
 - (2) 既存木造住宅の改修に係る施工及び管理等についてのシステム及び生産供給システムの開発に要する費用
 - (3) 既存木造住宅の改修に係る建築技術等の普及事業の企画運営経費及びテキスト等の作成・印刷・配布経費
 - ニ 伝統的木造住宅建築技法・技能の維持継承事業の企画運営経費及びテキスト等の作成・印刷・配布経費
 - ホ 消費者に対する住宅関連情報を提供する事業の企画調査費及び運営経費
 - 三 木造住宅生産の担い手の育成に関する次に掲げる事業に要する費用
 - イ 住宅建築技能者を育成する事業の企画運営経費及びテキスト等の作成・印刷・配布経費
 - ロ 住宅建築技能者を育成するための訓練施設の整備事業に要する別表 1-(2)に掲げる費用
 - ハ 住宅建築技能者を育成するための事業所内訓練を促進する事業の企画運営経費及びテキスト等の作成・印刷・配布経費
- 3 都市居住再生モデル事業の実施に係る補助金の額は、第 2 第三号(1)に掲げる事業を実施する場合にあっては次の各号に掲げる経費を合算した額の合計額以内の額、第 2 第三号(2)に掲げる事業を実施する場合にあっては、その経費以内の額とし、一の事業主体につき 90,460 千円を限度とする。ただし、第 2 第三号(2)に掲げる事業を実施する場合にあっては、1ヘクタールあたり 5,000 千円を限度とする。

- 一 以下の分野に係る、事業実施にあたり関係者間で必要となる契約書や取決め、事業の具体的な進め方に関するマニュアル等の標準パッケージの作成に要する経費
 - イ 密集市街地における共同建替事業
 - ロ 住宅団地の再生事業
 - ハ コンバージョンによる空き家・空きビル再生事業
 - ニ コレクティブハウジング
- 二 標準パッケージの普及のために必要と認められる情報提供に要する経費

第4 事前評価

住宅市場整備推進事業、木造住宅生産の近代化及び活性化等事業及び都市居住再生モデル事業（以下「住宅市場整備等推進事業」という。）に係る補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金の交付の申請をする前に、当該事業の必要性及び効果に関する評価を行い、当該評価結果を国土交通大臣に提出しなければならない。

第5 事後評価

住宅市場整備等推進事業に係る補助金の交付を受けた者は、事業完了後速やかに、当該事業の効果及び目的の達成状況に関する評価を行い、当該評価結果を国土交通大臣に提出しなければならない。

第6 経費の配分及び附帯事務費の明細の変更

- 経費の配分は、補助事業に要する経費と附帯事務費とし、第2各号に掲げる事業ごとに行うものとする。
- 2 国土交通大臣の承認を要しない経費の配分の軽微な変更は、次に定めるもの以外の変更とする。
 - 一 移転費及び仮住居借上費の相互間における流用並びに移転費又は仮住居借上費から附帯事務費への流用
 - 二 附帯事務費のうち人件費、食糧費及び備品購入費の増額（増額後の人件費が附帯事務費の3割を超えない場合を除く。）並びに取得価額50万円以上の備品の購入
 - 三 第2各号に掲げる事業間の流用

第7 事業内容の変更

補助金の額に変更が生じる場合には、補助金交付変更申請書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

第8 補助金の経理及び取扱い

- 事業主体の長は、国の補助金について、当該事業主体の歳入歳出予算等における科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。
- 2 事業主体の長は、補助事業の附帯事務費の用途については、「住宅局所管補助事業の附帯事務費等の用途基準について」（平成7年11月20日付建設省住総発第172号）に定める用途基準に従って使用しなければならない。
 - 3 事業主体の長は、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年3月12日付建設省会発第74号）に定められている備品、材料その他の物件を購入した場合は、台帳を作成し、当該物件の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。なお、自動車については、別に自動車損害保険料等内訳を作成しておかなければならない。

第9 試作住宅等の管理及び処分

- 第2第一号に規定する事業に基づき建設される試作住宅及び同第二号に規定する事業に基づき建設される試作住宅の管理及び処分については、次に定めるところにより行うものとする。
- 一 試作住宅の設置者は、その状況に留意し、適正かつ合理的な管理を行うよう努めること。
 - 二 特別の事情により試作住宅を引続いて管理することが不相当と認められるときは、国土交通大臣の承認を得て用途を廃止すること。ただし、使用計画期間を経過したものについては、国土交通大臣の承認を得るを要しない。
 - 三 使用計画期間経過以前に試作住宅の用途を廃止する場合には、残存物件を同種の事業に継続使用する

場合を除き、残存価額（補助対象建設費に残存価額率を乗じた額）に補助率を乗じて得た額を返還すること。

第10 書類の様式及び提出方法

住宅市場整備等推進補助金に係る補助事業等に係る書類の様式は、別表2に定めるとおりとする。

2 前項に規定する書類は、国土交通大臣に提出するものとする。

第11 運営

補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 二 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）
- 三 住宅市場整備等推進事業制度要綱（平成17年3月23日付国住生第344-5号）
- 四 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領細目（平成12年3月24日付建設省住備発第42号、住街発第29号、住整発第27号、住防発第19号、住市発第12号建設省住宅局長通知）
- 五 平成12年4月13日建設省告示第1171号
- 六 平成13年5月8日国土交通省告示第853号
- 七 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付建設省会発第74号建設事務次官通達）
- 八 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付建設省住発第120号住宅局長通達）
- 九 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成7年11月20日付建設省住総発第172号住宅局長通達）
- 十 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成17年9月1日付け国住総第37号住宅局長通知）
- 十一 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成7年11月20日付建設省会発第641号建設事務次官通達）
- 十二 その他関連通達に定めるもの

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要領は、平成19年4月1日から適用する。

別表 1 - (1)

項 目	説 明
給 料	事業執行のため直接必要な一般職員の給料
職 員 手 当	事業執行のため直接必要な一般職員に対する諸手当
共 済 費	職員に係る地方公務員組合に対する負担金並びに報酬，給料及び賃金に係る社会保険料
賃 金	事業執行に直接必要な補助員等の賃金（ただし，庶務，経理等の一般管理事務に従事する者を除く。）
報 償 金	謝礼金等
旅 費	事業執行のための他県への出張，関係機関等との連絡等に必要な普通旅費及び非常勤職員の費用弁償
需 要 費	文具費，消耗器材費等消耗品費，自動車等の燃料費，茶菓子・弁当等食糧費（学識経験者による打合せ等補助事業の執行上特に必要な場合），設計書，図書，報告書，帳簿等の印刷，製本代等印刷製本費，電気，水道，瓦斯等の使用料，同計器使用料等光熱水費並びに事務用器具及び自動車，自転車等備品の修繕料
役 務 費	郵便，電信電話料及び運搬料等通信運搬費，物品保管料，倉庫料等保管料，入居者公募等の公告料，登記手数料，物品取扱手数料，試験料，宅地の取得に要する手数料等の手数料，設計書，報告書等の筆耕料並びに自動車損害保険料等
委 託 料	設計，試験，調査等の委託料
使用料及び賃借料	自動車借上，会場借上，物品その他の借上等使用料及び賃貸料
備品購入費	事務用器具，機械，図書等の購入費で原型のまま比較的長期の反覆使用に耐える物品の購入費。（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照）
負担金等	事業執行のために必要な負担金等，ただし，経常的会費等は含まない。

別表 1 - (2)

項 目	説 明
施設・設備	当該工事に係る施設・設備（共同的整備に係る部分に限る）の購入又は製
施設・設備	当該工事に係る施設・設備（共同的整備に係る部分に限る）の運転に必要
委 託 料	実験データの計測，処理，解析等の委託料

別表 2

事項		書類の名称	様式
補助金の交付申請		補助金交付申請書	別記様式第 1
事業内容の変更	補助金に変動が生じない場合	事業内容変更申請書	別記様式第 2
	補助金に変動が生ずる場合	補助金交付変更申請書	別記様式第 3
事業の中止又は廃止		事業の中止（又は廃止）承認申請書	別記様式第 4
経費の配分変更		経費の配分変更申請書	別記様式第 5
経費の使途明細の変更		附帯事務費明細変更書	別記様式第 6
事業が完了期日までに完了しない場合の報告		事業完了期日変更報告書	別記様式第 7
事業の遂行状況の報告		事業遂行状況報告書	別記様式第 8
事業の実績報告	事業が完了した場合	完了実績報告書	別記様式第 9
	事業の完了後において残存物件を継続して同種の他の補助事業等に使用する場合	継続使用承認申請書	別記様式第10